

1. 件名：「玄海原子力発電所3号機の設計及び工事の計画の軽微変更届出（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング」

2. 日時：令和3年11月30日 13:30～13:50

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

担当者2名

九州電力株式会社：担当者2名

5. 要旨

(1) 九州電力から、令和3年11月15日付けで届出がなされた玄海原子力発電所3号機の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の軽微変更に関して、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、引き続き内容の確認を行うこととした。

(3) 九州電力から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会 配付資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・玄海3号機 特定重大事故等対処施設設置設工認の軽微変更届出について（非公開）

提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上